

【表紙】

|                |                                  |
|----------------|----------------------------------|
| 【提出書類】         | 内部統制報告書                          |
| 【根拠条文】         | 金融商品取引法第24条の4の4第1項               |
| 【提出先】          | 東北財務局長                           |
| 【提出日】          | 2026年3月26日                       |
| 【会社名】          | 株式会社倉元製作所                        |
| 【英訳名】          | KURAMOTO CO.,LTD.                |
| 【代表者の役職氏名】     | 代表取締役社長兼CFO 小峰 衛                 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。                      |
| 【本店の所在の場所】     | 宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1番地1               |
| 【縦覧に供する場所】     | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長小峰衛は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、事業の規模を示す指標として、売上高が適切であると判断し、連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」として選定しております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金、仕入高、買掛金及びたな卸資産等に至る業務プロセスを評価対象といたしました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが高い可能性のある取引に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して個別に評価対象に追加しております。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

## 4【付記事項】

当社は、前連結会計年度の決算監査の過程で、2024年11月1日付けの株式交換により連結子会社となった株式会社アイウィズロボティクスの子会社化の連結手続に関する決算財務報告プロセスに関して、監査人の指摘により、決算開示内容を一部訂正する事態が生じました。このため、当社の決算・財務報告プロセスは、さらなる改善が必要であり、開示すべき重要な不備に該当すると判断し、2025年3月27日に当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載した2024年12月期の内部統制報告書を提出いたしました。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、適正な管理体制を整えるべく、2025年4月から適時・適切に監査法人対応できるよう、監査法人出身の当社社員を子会社常駐とし、子会社の決算・財務報告プロセス改善に対する指導・管理を適時・適切に行わせ、当社グループの連結決算管理体制を強化して参りました。その結果、当事業年度末日までに開示すべき重要な不備は是正され、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 5【特記事項】

特記すべき事項はありません。